

議会運営委員会記録

令和7年2月19日（水）

開議 09 時 58 分

閉議 12 時 06 分

全員協議会室

〔委員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕牛尾議員

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、小林財政課長、森井総務管理係長

〔事務局〕下間局長、松井次長、大下庶務係長、久保田書記

議 題

1 令和7年3月浜田市議会定例会議について

(1) 浜田市物価高騰対策パッケージ事業（案）について

資料1

(2) 付議事件及び付託案について

資料1-1、1-2

・請願文書表（案）

資料1-3

(3) 会議予定について

資料1-4

(4) 予算決算委員会の流れ及び発言通告書について

資料1-5

(5) その他

2 令和7年3月浜田市議会定例会議 陳情付託先案について

資料2

3 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

資料3

4 浜田市議会一般質問説明用補助資料取扱要領の一部改正について

資料4

5 浜田市議会個人情報保護に関する条例の一部改正について

資料5

6 浜田市議会政務活動費の交付に関する条例等の一部改正について

資料6-1、6-2

7 重要案件の意見交換会の案件見直しについて

資料7

8 その他

(1) 3月18日全員協議会での各種委員会等の開催状況報告について

資料8

【対象】ア 各市議会議長会

（島根県市議会議長会、中国市議会議長会、全国市議会議長会、
全国市議会議長会特定第三種漁港協議会）

イ 浜田地区広域行政組合議会

ウ 浜田市都市計画審議会

エ 浜田市土地開発公社

(2) その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[09 時 58 分 開議]

○柳楽委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。

1 令和7年3月浜田市議会定例会議について

(1) 浜田市物価高騰対策パッケージ事業（案）について

○柳楽委員長

資料1を参照されたい。総務部長から説明をお願いする。

○総務部長

このたび長引く原油価格・物価高騰等を受け、厳しい状況にある市民生活を支えるためということで、子どもから高齢者まで幅広く支援する事業を実施することとした。

3月定例会議において、9事業、総額2億1,940万円の補正予算を上程する予定としている。財源は主に地方創生臨時交付金を活用する予定である。それでは、個別事業の内容について説明する。

1番、公共交通チケット交付事業について。高齢者等の移動費用の負担を軽減するため、通常は1冊1,500円で販売している3千円分の敬老福祉乗車券の利用者を対象に、1冊千円の公共交通チケットを販売する。一人2冊を上限に販売するので、収入となる利用者負担分の1,700万円を含めて事業費を計上している。通常よりお得に購入できる本チケットによって、中山間地域等における高齢者の移動費用軽減を図りたい。

続いて、市内の福祉事業等において長引く物価高騰によるコストが増加しており、県の支援制度が予定されているものの、依然として運営に苦慮されていることから、障害者福祉サービス施設物価高騰対策応援金から、介護施設・老人福祉施設等物価高騰対策応援金、医療機関等物価高騰対策応援金、幼児教育施設物価高騰対策応援金から児童養護施設物価高騰対策応援金により、各施設における運営費の負担軽減を図るため、施設規模等に応じて応援金を支給する。

また、物価高騰の長期化によって子育て世帯の経済的負担も依然として大きく、今後も食費や光熱費、日用品などの値上がりが続くものと予想されることから、子育て世帯応援給付金として、令和7年度において18歳となる高校生年齢までの児童を養育する方に、児童一人当たり1万5千円の応援金を支給する。

さらに、学校給食に係る保護者負担を軽減するために、学校給食費激変緩和対策事業として、給食費の激変緩和措置を1年間継続するとともに米価高騰による影響が保護者に価格転嫁されないよう、学校給食費物価高騰対策事業を実施する予定としている。

以上の9事業が浜田市物価高騰対策パッケージ事業となる。これらの事業については、3月定例会議において追加補正予算という形で提案をしたい。

○柳楽委員長

ただいまの説明について委員から質疑があるか。

(「なし」という声あり)

(2) 付議事件及び付託案について

○柳楽委員長

まず資料1-1を参照されたい。総務部長から説明をお願いします。

○総務部長

令和7年3月浜田市議会定例会議に提案する付議事件について説明する。

内訳は上に書いてあるとおり、条例が20件、市道路線の廃止が1件、市道路線の認定が1件、補正予算が4件、当初予算が7件、同意案件が1件、合計34件の付議事件を予定している。

概要を説明する。まず、議案第2号から第21号までの条例関係の議案の説明については別冊の提案条例説明資料で行う。

議案第2号、浜田市公告式条例の一部を改正する条例について。

条例規則等の法律上の効力を生じさせる交付等のための方式である公告式を行う掲示場について、業務効率化、経費節減という観点から、設置数を15か所から1か所にするため所要の改正を行う。概要であるが、市内15か所の公告式掲示場を本庁舎前の1か所とする。施行期日は令和7年4月1日からとする。

続いて議案第3号、浜田市議会個人情報の保護に関する条例及び浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条項の改正が必要となる2条例について所要の改正を行う。概要としては、法律改正の影響を受ける浜田市議会個人情報の保護に関する条例と、浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の中で引用されている法律第2条の項番号の調整をする。施行期日は令和7年4月1日からとする。

続いて議案第4号、浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について。

令和7年4月の組織機構の見直しに伴い、総務部の所掌事務に情報化の推進関連を加えるものである。施行期日は令和7年4月1日からとする。

議案第5号、浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例について。

金城支所周辺施設整備事業において、雲城まちづくりセンターを金城山村開発センターみどりかいかんから浜田市金城高齢者生活福祉センターさんあいホームに移転することに伴い、雲城まちづくりセンターの所在地番を金城町下来原1541番地20に変更するものである。施行期日は令和7年4月1日からとする。

議案第6号、浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について。

令和6年の人事院勧告、島根県人事委員会勧告を考慮し、施行時期に応じて昨年12月の改正に続き、職員の給与等に関し2回に分けて改正を行うもので、関係する4条

例について一括で改正を行う。

第1条は、浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、特定任期付職員の業績手当、期末勤勉手当の見直しを行う。

第2条では、浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正で、手当の見直しを行うほか、昨年12月に改定した若年層の職員以外の職員の給料表の改定及び手当の改正を行う。

第3条は浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、医療職会計年度任用職員の給料表の改定を行う。

第4条は、浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、浜田市職員の給与の支給に関する条例の改正に準じて手当の改正を行う。施行期日は令和7年4月1日からとする。

議案第7号、浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、育児を行う職員の時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大し、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行う。概要としては、免除対象となる子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子に拡大すること。仕事と介護両立支援制度等を利用しやすい勤務環境として、職員への情報提供や意向確認、相談体制の整備等を義務付ける内容となっている。附則として施行期日は令和7年4月1日からとし、経過措置として時間外勤務の制限の請求を、条例の施行日前においても行うことができることとしている。

議案第8号、浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用する条項が整理されたため所要の改正を行う。施行期日は令和7年4月1日からとする。

議案第9号、浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、浜田市学校運営協議会を設置することに伴い、所要の改正を行う。概要としては、特別職の職員に支給する報酬の額を定める別表において、当該協議会委員の報酬額を年額6千円と定めるものである。施行期日は令和7年4月1日からとする。

議案第10号、浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

改正の目的・理由としては3点ある。1点目としては、医師人材の確保のため、医師手当の上限額の見直し。2点目は、国の通知に基づく災害応急作業等従事手当の新設。3点目として、著しく危険性が高い熊など鳥獣等への対応をした場合に支給する鳥獣等対応業務従事手当の新設を行うため、所要の改正を行う。改正後のそれぞれの額は資料の概要に記載のとおりとなっている。施行期日は令和7年4月1日からとし、

災害応急作業等従事手当については、能登半島地震が発生した令和6年1月1日に遡って適用することとしている。

議案第11号、浜田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い旅費の支給が定額から実費となることから、市においても国に準じた取扱いとするため所要の改正を行う。概要については1点目として、旅行代理店等を通じて出張手配することを想定し、旅行役務提供者へ旅費相当額を支払うことができる規定の新設。2点目として、旅費の種類を整理するほか、旅費の種類の詳細化、名称変更等に伴う宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当の新設、旅費の支給額の上限の設定等を行うものである。施行期日は令和7年4月1日からとし、経過措置として改正後の規定は施行期日以後に出発する旅行から適用し、当日前に出発した旅行については、従前の例によることとする。

議案第12号、浜田市職員の退隠料、退職給与金、扶助料及び死亡給与金に関する条例等を廃止する条例について。

本条例に基づく扶助料の受給者が死亡し、今後適用がないことから、資料の概要に記載の4条例を廃止する。施行期日は公布の日からとする。

議案第13号、浜田市手数料条例の一部を改正する条例について。

目的・理由に記載の二つの法律の施行による建築基準法等の改正に伴い、関係する手数料について所要の改正を行うもの及び建築物のエネルギー消費性能の算定に係る国の技術的助言により、関係する手数料について所要の改正を行う。概要としては、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の関係で、資料の項目1に記載の八つの手数料の新設及び改正、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の関係で、項目2に記載の手数料の新設、技術的助言の関係で、項目3に記載の手数料の新設を行う。施行期日は令和7年4月1日からとし、一部の改正については同年7月1日とする。また、改正後の規定の適用について経過措置を設けている。

議案第14号、浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

国における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、当該事業等における食事の提供の特例の改善が図られることに伴い、所要の改正を行う。内容としては、献立等の栄養指導等を行う者の配置基準を見直し、従前の栄養士に加え、管理栄養士の配置でも要件を満たすことができるようにする。施行期日は令和7年4月1日からとする。

議案第15号、浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について。

金城支所周辺施設整備事業において、浜田市金城高齢者生活福祉センターさんあいホームに金城山村開発センターみどりかいかんの施設機能の一部を移転し、地域活動団体等の活動の場を確保するため所要の改正を行う。概要としては、地域活動

に係る機能の移転に伴い、目的の整理、事業内容の追加、開館時間の調整、利用対象者の整理のほか、利用料金の規定方法の見直しを行う。施行期日は令和7年4月1日からで、機能移転に伴い、附則で改正をしている浜田市山村開発センター条例の一部改正は6月1日から施行することとし、改正後の利用料金の適用に係る経過措置を設けている。

議案第16号、浜田市波佐地場産業技術研修センター条例を廃止する条例について。

浜田市波佐地場産業技術研修センターを用途廃止することに伴い、条例を廃止する。施行期日は令和7年4月1日からとする。

議案第17号、浜田市温泉事業条例の一部を改正する条例について。

浜田市温泉審議会から温泉供給料金の見直しに関する答申を受け、湯屋温泉の飲料営業供給の基本料金について見直しを行うため、所要の改正を行う。概要としては、一月当たりの基本料金を現状の1㎡につき1,320円を880円に減額する。施行期日は令和7年4月1日から。経過措置として、改正後の規定は令和7年4月以降の温泉供給料金から適用し、同日前の供給料金については従前の例によることとしている。

議案第18号、浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について。

現在入居者のいない川本住宅を用途廃止することに伴い、所要の改正を行う。施行期日は公布の日からとする。

議案第19号、浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について。

現在入居者のいない向野田住宅C棟の用途廃止をすることに伴い、所要の改正を行うもので、施行期日は公布の日からとする。

議案第20号、浜田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

浜田消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、非常勤消防団員の処遇改善が図られることに伴い、所要の改正を行う。概要としては、勤務年数に応じて支給される退職報償金の勤務年数区分に35年以上の区分を追加する。施行期日は令和7年4月1日から。経過措置として、改正後の規定は施行日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、従前の例によることとしている。

議案第21号、浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について。

水水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されることに伴い、所要の改正を行う。施行期日は令和7年4月1日からとする。

ここからは議案書を基に説明する。

続いて議案第22号、市道路線の廃止について。

市道の路線を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。廃止路線は、小国17号線及び小国22号線。個別路線の詳細は、112ページの表、位置は113ページ及び114ページの図面のとおりとなっている。

議案第23号、市道路線の認定について。

市道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものである。認定路線は小国17号線及び小国22号線。個別路線の詳細は、116ページの表、位置は117ページ及び118ページの図面のとおりとなっている。

議案第24号、令和6年度浜田市一般会計補正予算（第8号）については、別冊の説明資料で説明する。

編成概要について。今回の補正予算は、ふるさと寄附の調整をはじめ12月補正予算編成後に新たに生じた急を要する経費、現時点で事業費の確定等に伴い不用額が見込まれる事業について調整を行う。

予算規模について。補正額は5億9,586万3千円を計画し、補正後の予算総額を402億4,350万3千円とする。補正事項は、説明資料のとおりである。

続いて、歳入歳出予算総括表の歳入について。

款ごとの補正額は記載のとおりで、金額の読み上げは省略する。

地方交付税は、国の補正予算で普通交付税が追加交付されたことに伴う調整。

寄附金は、ふるさと寄附金を12億5千万円から15億円に増額するもの。

繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算に伴う収支の調整、公共施設長寿命化等推進基金繰入金及びふるさと応援基金繰入金は、事業費の特定財源として取崩しを調整する。

市費は事業費の変更等に伴い、借入金借入れ予定額を調整している。

次に歳出について。事業別の補正事項を参照されたい。概要について、主なものを整理番号にて説明する。

まず、6番は普通交付税の追加交付に伴い、算定項目に創設された臨時財政対策債償還基金費分を減債基金に積み立てるものである。

18番は、ふるさと寄附金の総額を12億5千万円から15億円に増額することなどに伴う調整である。

40番は、国の補正予算に伴う補助事業を活用し、避難所の生活環境改善のため、備蓄計画数に達していないパーティション等の資機材を購入するもので、詳細については、22ページを参照されたい。

49番は、放課後等デイサービスの報酬改定等による単価の増に伴い、事業費を調整する。

121番は、令和6年12月以降の積雪による除雪経費の追加を行う。

124番は、国の補正予算により、社会資本整備総合交付金の追加配分があったことから、調整を行う。

125番の側溝整備事業、126番の戸地線改良事業、128番の道路ストック災害防除事業、132番の谷口橋整備事業も同様の調整となっている。

127番の浜田駅周辺整備事業は、補助事業の決定に伴う調整である。

153番は、令和6年11月に発生した豪雨において被災した道路の復旧工事等で、被災箇所は12か所を見込んでいる。

繰越明許費補正は追加が18件、債務負担行為補正は廃止が1件となっている。

地方債補正は追加が1件、変更が15件となっている。

議案第25号、令和6年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。今回の補正は決算見込みに基づく事業費の調整を行うもので、補正額は2億3,215万3千円の増額。補正後の予算額は60億7,982万7千円である。

議案第26号、令和6年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

今回の補正は、前年度繰越金の確定及び保険料等負担金の調整を行うもので、補正額は829万8千円の増額。補正後の予算額は10億3,565万1千円である。

議案第27号、令和6年度浜田市下水道事業会計補正予算（第3号）。

今回の補正は現時点において、事業費の確定等に伴い、不用額が見込まれる事業について調整を行うもので、補正額は収益的支出の収入が449万6千円の減額で、補正後の予算額は9億8,688万9千円。支出が500万円の減額で補正後の予算額は9億9,440万4千円となっている。資本的収支収入及び支出の収入が2億4,153万5千円の減額で補正後の予算額は15億6,268万3千円。支出が2億4,153万5千円の減額で補正後の予算額は19億1,916万6千円となっている。

議案第28号、令和7年度浜田市一般会計予算について。

編成概要は、令和7年度地方財政計画では、社会保障関係費や人件費の増加に加え、物価高騰が見込まれる中、地方の一般財源総額は令和6年度を上回る水準が確保されたものの、臨時財政対策債分を含めた実質的な地方交付税総額は0.9%の減となったところである。

労働単価の上昇や原油価格・物価高騰に加え、人事院勧告を踏まえた給与改定に伴う影響も生じたところである。このような状況を踏まえ、限られた財源を最大限有効に活用すべく、各分野において徹底した見直しを行うとともに、中期財政計画に沿った予算編成に努めてきた。このような取組の結果、令和7年度の一般会計予算総額は433億2千万円となり、前年度との比較においては、次期防災情報システム整備事業や、美又地区再開発事業などの投資的経費の大幅増に伴い、金額で41億7,732万5千円の増、率にして10.7%の増となっている。

当初予算総括表は、一般会計及び特別会計の予算額を一覧表にしている。

次に歳入について。対前年度比で増減が大きい事項を中心に概要を説明する。

1番の市税は、固定資産税の増収により、市税全体では約4億6千万円の増となっている。

2番の地方贈与税から12番の交通安全対策特別交付金については、地方財政計画や島根県の試算に基づき計上している。特に10番の地方特例交付金は、個人市民税の定額減税に対する国からの減収補填分が皆減となるため大きく減少している。

なお、11番の地方交付税のうち普通交付税は、国の地方財政計画を踏まえ推計したもののだが、令和7年度においては市税等の増収分を考慮し、臨時財政対策債分を含めた実質的な交付税は約3億3千万円の減となっている。

15番の国庫支出金は美又地域の外湯整備や美川小学校の建設工事の本格実施など

により、全体で約13億1千万円の大幅増となっている。

16番の県支出金は、地元沖合底びき網漁業経営体による漁船の取得費用に対する県補助金などを見込み、全体で約3億3千万円の増となっている。

17番の財政収入は、不動産売払い収入の増を見込み、全体で約1億5千万円の増となっている。

19番の繰入金についてである。財政調整基金繰入金は当初予算の収支調整として取り崩すもの。減債基金繰入金は、地方債の繰上償還などの財源として取り崩すものである。

21番の諸収入は、自治体情報システム標準化・共通化に向けた地方公共団体情報システム機構からの補助などを見込み、全体で約2億円の増となっている。

22番の市債は、次期防災情報システム整備事業や美又地域再開発事業などの投資的経費の大幅増に伴い、全体で約12億7千万円の増となっている。

続いて、自主財源の状況について。自主財源は、市税の増収見込みや繰入金の増により前年度比で10.9%の増となっており、自主財源の比率としても0.1ポイント増となっている。

次に、歳出の目的別状況の主な増減要因について。総務費は、次期防災情報システム整備の本格実施などにより、全体で48.8%の増、民生費は、児童手当制度の拡充などにより、全体で2.8%の増。衛生費は、エコクリーンセンター基幹改良工事による広域行政組合負担金の減が影響し、全体で16.4%の減。農林水産業費は、沖合底びき網漁業経営体による漁船の取得費用に対する支援などにより、全体で23.6%の増、商工費は、美又地域の外湯整備の本格実施などにより全体で136.8%の増、土木費は、浜田駅周辺整備事業の皆減などにより全体で8.6%の減、消防費ははしご消防車の更新などにより全体で12.9%の増、教育費は美又小学校建設工事の本格実施などにより全体で20.1%の増。公債費は、長期債元金の減により全体で7.5%の減となっている。

次に、性質別経費の状況の主な増減要因について義務的経費の人件費については、給与改定の影響などにより全体で5.6%の増となっている。扶助費については、児童手当制度の拡充などにより全体で9.5%の増となっている。公債費については、長期債元金の減により全体で7.5%の減となっている。投資的経費については、次期防災情報システム整備事業や美又地域再開発事業などの影響により、全体で91.5%の大幅増となっている。補助費等については、エコクリーンセンター基幹改良工事による広域行政組合負担金の減などにより、全体で16.5%の減となっている。その他については、自治体情報システムの標準化・共通化のためのシステム改修経費など物件費の大幅増が影響し全体で10.5%の増となっている。

一般会計予算の推移は、当初予算及び最終予算を時系列で比較したものである。なお、令和7年度当初予算額は、市町村合併以降最大規模となっている。

資料25ページ以降は参考資料としてご覧いただきたい。

なお個別の事業について補足が必要なものについては、議会初日の全員協議会に

において部単位で説明するので、ここでの説明は省略させていただく。

18ページに戻り、特別会計について。

議案第29号、令和7年度浜田市国民健康保険特別会計予算。予算額は60億3,708万2千円となっている。

議案第30号、令和7年度浜田市駐車場事業特別会計。予算額は2,754万3千円となっている。

議案第31号、令和7年度浜田市後期高齢者医療特別会計。予算額は10億4,806万5千円となっている。

議案第32号令和7年度浜田市水道事業会計予算は、別冊の令和7年度公営企業会計予算書で説明する。水道事業会計予算書の1ページを参照されたい。予算額は、収益的収入及び支出の収入が17億7,915万7千円。支出が18億830万8千円。資本的収入及び支出の、収入が12億4,904万2千円、支出が19億4,447万1千円である。

議案第33号、令和7年度浜田市工業用水道事業会計予算。同資料の工業用水道事業会計予算書の1ページを参照されたい。予算額は、収益的収入及び支出の、収入が1億4,245万3千円、支出が1億4,372万7千円、資本的収入及び支出の収入が940万5千円、支出が1,886万1千円となっている。

議案第34号、令和7年度浜田市下水道事業会計予算。同資料の下水道事業会計予算書の1ページを参照されたい。予算額は収益的収入及び支出の収入が9億5,975万8千円、支出が9億7,128万1千円。資本的収入及び支出の収入が17億8,648万3千円、支出が20億9,270万7千円となっている。

続いて、同意第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員候補者について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。人権擁護委員候補者は、井上尊実氏、岩倉純子氏、宇津香也子氏、服部浩明氏、濱村洋介氏の5人である。任期は3年である。議案の説明は以上となる。

ここで追加提案について説明する。

議題1で申し上げた、浜田市物価高騰対策パッケージ事業を含む令和7年度一般会計補正予算の追加提案を予定しているほか、国民健康保険条例の一部改正、消防団員等公務災害補償条例の一部改正、この3件を追加提案したいと考えているので、議会運営委員会の開催をお願いしたい。

また、令和6年度浜田市一般会計補正予算（第8号）で、除雪経費の増額を行っているところであるが、先般の強い寒波に続いて今後も強い寒波の予報が出ていることから、さらに議会最終日に除雪経費の追加の補正が必要なことも想定される。もし追加の提案が必要ということになれば改めて相談をさせていただきたい。

○柳楽委員長

続いて付託案について事務局から説明をお願いします。

○下間局長

資料1-2を参照されたい。市長提出議案は先ほど説明があったとおり34件、件名

は記載のとおりである。付託の内訳は、総務文教委員会に11件、福祉環境委員会に3件、産業建設委員会に7件、予算決算委員会に10件である。

議案第3号と第8号の2件については、法改正による引用条項の変更に伴うものであるため委員会付託せず、3月4日に即決予定である。請願は1件、総務文教委員会に付託予定である。市長報告事件はない。

議会提出議案は1件。議題6で説明するが、初日2月25日に浜田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について議会運営委員会から提案する。

続いて、資料1の3の請願文書表を参照されたい。請願第13号は、国に対し、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出を求める内容で、紹介議員は牛尾議員、小川議員、佐々木議員の3名である。先ほど申し上げたとおり総務文教委員会に付託予定である。

○柳楽委員長

ただいまの説明について質疑があるか。

(「なし」という声あり)

(3) 会議予定について

○柳楽委員長

事務局から説明をお願いします。

○下間局長

2月25日が開会で、3月18日が最終日となっている。2月26日から一般質問で今回18人の議員が質問する。委員会代表質問はない。

一般質問3日目の2月28日、議会運営委員会を開催予定である。先ほど総務部長からあったように、追加提案の議案の説明と、陳情審査のためである。3月4日は議案質疑終了後から議会改革推進特別委員会を開催する。5日から7日までは3常任委員会での議案等の審査、11日から予算決算委員会、14日は予備日としている。予算決算委員会についてはこの後に流れ等について詳しく説明する。18日最終日で採決終了後、全員協議会、議会運営委員会という流れである。

○柳楽委員長

ただいまの説明について質疑があるか。

(「なし」という声あり)

(4) 予算決算委員会の流れ及び発言通告書について

○柳楽委員長

事務局から説明をお願いします。

○下間局長

資料の1-5、予算決算委員会の流れ及び発言通告書について参照されたい。

予算決算委員会は3月11日から始まり14日を予備日としている。なお、予算決算委員会の正副委員長と相談し、審査時間を十分に確保するため、いずれの日も開催時

間を今回午前9時としているので、ご了解をお願いします。

委員会は全員協議会室で開催し、審査状況によって日程繰下げとなった場合は14日の予備日を使う。本日総務部長から追加提案として令和7年度の補正予算の提案があるとの説明があったが、この令和7年度の補正予算については13日の産業建設委員会所管の審査終了時間にもよるが、終了後に引き続き、もしくは翌日の予備日に開催し、全ての予算議案の審査を終えて採決という流れである。

続いて、質疑について。3月定例会議における初日に提案された予算議案の審査、令和6年度の補正と令和7年度の当初予算ともに事前通告制とし、通告書の提出締切りを2月28日の金曜日、一般質問3日目の午後1時としている。追加提案の予算議案は通告制ではないので、審査当日その場で挙手された委員が質疑できることとなる。

続いて審査日程について。総務文教委員会から順番に3常任委員会の所管事業ごとに行う。審査日程は先ほどお伝えしたとおりである。最初に歳入全般から審査を行う。執行部からの説明は、補足が必要な場合のみ質疑の前段で行う。審査の順番は3常任委員会ごとにまず令和6年度の補正予算を行った後に、令和7年度の当初予算を一般会計・特別会計・公営企業会計で発言通告のあった事業番号順に行う。質疑の方法は、通告のあった事業番号ごとの一問一答方式で、事業番号ごとに議席番号の若い順とする。

留意事項は資料に記載のとおりである。繰り返しになるが、最初に説明のあった追加提案による令和7年度の補正予算については、13日木曜日の産業建設関係所管審査終了後に挙手制で行う予定である。

続いて発言通告書の入力について。発言通告書の様式は、今回からExcelのみとさせていただいた。事業番号を入力すると事業名が自動入力されたり、資料名リストから選択することで入力ができたりと、提出が簡易になるよう調整している。事務作業効率化のため、必ずデータでご提出いただくようご協力をお願いします。様式は本日全議員にメールで送付する。あわせて事務局内の議員パソコンにも同様のデータを入れておくのでご活用いただきたい。

続いて通告書の入力について。発言通告書は、整理番号と何についてどういった数字や説明が欲しいのかを具体的かつ簡潔にご記入いただきたい。質疑の要旨は1行に収まらなくても結構なので、詳しく記載をお願いします。入力に際して不明な点等あれば議会事務局までご連絡願う。議員の質問に対して、執行部が簡潔明瞭に的確な答弁ができるよう、具体的な通告をしていただくよう引き続きご協力をお願いします。発言通告書の提出後、執行部とのやり取りを経て通告の取下げを行う場合には、必ず議員から議会事務局にお知らせいただきたい。冒頭に申し上げたが、通告書の提出締切りは2月28日金曜日の午後1時としている。メールでの提出も可能である。ただ、到達確認のため電話でも一報入れていただくと助かる。締切りの日時厳守をお願いします。

資料5ページ以降には予算審査の参考資料として、審査の着眼点等をまとめているので参考にされたい。

最後に、購入を希望された方の当初予算関係資料が入った封筒を会派ごとに配付している。本日出席していない議員にもお渡ししたい。

○柳楽委員長

ただいまの説明について質疑等があるか。

(「なし」という声あり)

(5) その他

○柳楽委員長

執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

執行部はここで退席されるが、委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

それではここで、執行部は退席されて構わない。

(執行部退席)

2 令和7年3月浜田市議会定例会議 陳情付託先案について

○柳楽委員長

資料2を参照されたい。今回、陳情が2件提出された。提出後、正副議長及び議会運営委員会正副委員長で内容を確認し、この2件を付託することとした。付託先については資料2のとおりである。

総務文教委員会と議会運営委員会にそれぞれ1件である。2月25日の全員協議会で議長から付託されるので確認をお願いする。今回付託した陳情2件についてホームページ等に公開する際、住所地番、印影以外で黒塗りにする部分はない。

なお、産業建設委員会において陳情第153号が前回から継続審査となっているので、そちらの審査もお願いする。このことについて何かあるか。

(「なし」という声あり)

今回の陳情2件については、郵送で初めて審査するものとなっている。質疑はないようなのでこの件を終了する。

3 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

○柳楽委員長

資料3を参照されたい。前回の委員会で皆に了解をいただいた請願・陳情提出の際の添付資料の取扱いに係る申し合わせ事項の一部改正についてである。請願・陳情の添付資料について、審査のために必要がある場合は執行部にも配付したほうが適正な審査が行えるのではとのことでの改正である。朱書きのとおり改正してよろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは本日付けで改正することとする。今回提出のあった請願と陳情に添付された資料については、正副議長及び議会運営委員会正副委員長で内容を確認し、いずれも執行部にも配付することとしたので、ご承知おき願う。

なお、この添付資料についてホームページへの掲載や、傍聴者等への配布は引き続き行わない。議員におかれては、質疑する場合はそういったことも踏まえて行っていただくようお願いする。改正後、事務局はS i d e b o o k s等のデータについて更新後、L I N E W O R K Sで全議員への周知をお願いする。

4 浜田市議会一般質問説明用補助資料取扱要領の一部改正について

○柳楽委員長

資料4を参照されたい。こちらで前回の委員会で皆に了解いただいた件だが、一般質問で説明用補助資料を発信する際に、資料番号を発言して発信することについての取扱要領の一部改正である。朱書きのとおり改正としてよろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは本日付けで改正することとする。事務局は改正後、S i d e b o o k s等のデータについて更新し、L I N E W O R K Sで全議員への周知をお願いする。

5 浜田市議会個人情報の保護に関する条例の一部改正について

○柳楽委員長

事務局から説明をお願いする。

○大下庶務係長

資料5を参照されたい。先ほど総務部長からも説明があったため重複する部分もあるが、まず目的・理由について。浜田市議会個人情報の保護に関する条例の関係法令である、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、第2条に新たに第8項が新設されたことにより項番号の繰下げが発生したことに対応するため所要の改正を行うものである。

概要について。先ほど申した上位法の引用条例の整理に対応するもので、改正が必要となる浜田市議会個人情報の保護に関する条例の第2条10項中にある、第8項が9項となり、第12条5項中の表中にある第2条9項が10項となる。施行期日は令和7年4月1日からとなる。この改正については、概要2-(2)も同じように、浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例と共に改正されるために、12月定例会議のときと同じように2月25日にほかの条例と併せ総務課から提案される。

○柳楽委員長

ただいまの説明について、委員から確認や質問等があるか。

(「なし」という声あり)

では説明があったように、浜田市議会個人情報の保護に関する条例を一部改正することとしてよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

この条例改正については、市長提案の議案第3号で、「浜田市議会個人情報の保護に関する条例及び浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」として総務部から併せて提案していただく。

なお、この提案については委員会付託せず4日に採決することとする。

6 浜田市議会政務活動費の交付に関する条例等の一部改正について

○柳楽委員長

事務局から説明をお願いします。

○大下庶務係長

資料6-1を参照されたい。このたびの改正内容は、政務活動費を充てることのできる費用に広報費を導入するものである。議会活動の一層の活性化と充実を図ることを目的とするもので、昨年からは皆に協議していただいたものだが、この改正によって議員個人の広報紙などの印刷製本費や文書通信費、またこれらに係る委託費などが費用として計上できることになる。

この条例改正に伴い、併せて条例施行規則の一部も改正となる。文言ではなく様式の改正になる。様式1の政務活動費申請書と様式3の収支報告書に広報費が入ってくる。この条例及び条例施行規則の施行期日は、令和7年4月1日からとなる。

○柳楽委員長

ただいまの説明について、委員から確認や質問等はあるか。

(「なし」という声あり)

では説明があったように、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例及び浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則を、それぞれ一部改正することとしてよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

今後法令担当と調整し、多少の文言修正があった場合は正副委員長一任とさせていただきます。条例改正については定例会議初日の2月25日本会議で、委員長から提案させていただきます。

条例施行規則については議決案件ではないため事務局において改正し、改正後はSidebooks等のデータを更新していただくようお願いします。

続いて、先ほど導入することに決定した広報費について資料6-2のマニュアル案を参照されたい。これは前回委員会で示したものと同一資料である。これまでの案では1ページ目の黄色枠内がまだあいまいだったことから、正副委員長と事務局とで検討した修正案を2ページ目に掲載している。この資料を各会派で確認し、会派で出た意見を本日報告いただくようお願いしていた。黄色枠内の番号順に意見を伺っていききたい。

まず①について。これまでの案では広報費を充当できないものとして、選挙活動、政党活動、後援会活動に該当すると思われるホームページ、ブログ、SNS等としていたが、正副委員長としては修正案のとおり、広報紙も同様とするのが良いので

はないかと考えている。このことについてのご意見をいただきたい。

○川上委員

うちの会派では特段なかった。先ほど委員長が言われた形で良いと考える。

○村木委員

選挙活動、政党活動、後援会活動には充当できないと我々も話した。

○柳楽委員長

広報紙も含めてか。

○三浦委員

選挙活動、政党活動、後援会活動に該当するものは不可ということではないのか。

○柳楽委員長

ホームページ、ブログ、SNS等となっていたが、それに加えて広報紙もという案である。

○川上委員

それは「等」に含めて考えていた。

○柳楽委員長

暫時休憩する。

[11 時 07 分 休憩]

[11 時 11 分 再開]

○柳楽委員長

委員会を再開する。山水海は広報紙をこれに含めるということでよろしいか。

○村木委員

いわゆる広報の媒体として、ホームページ、ブログ、SNSの中に広報紙も入れるということで差し支えない。

○大谷委員

意見はなく、この案でよろしいかと思う。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブも、広報紙を含めて良いという結果になっている。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

それでは①については、広報紙をここに含めることにご了解いただいたかと思う。

○芦谷委員

オブザーバーにも聞いてはどうか。

○柳楽委員長

牛尾議員、いかがか。

○牛尾議員

結構である。

○柳楽委員長

続いて②である。議員のプロフィールには議員としての役職のみ掲載できるとしているが、過去の職歴や議員役職、現在の職業や議員役職をどこまで掲載できるか決めておきたい。このことについてご意見をいただきたい。

○川上委員

政務活動費を使うのであれば、議員だけで良い。

○村木委員

基本的な考えとしては確かに公費を使うものであり、3分の1の案分をされている。逆に言うと3分の2はある程度自分の広報もあって良いと判断した。したがって、議員以外の役職も掲載可という話になった。

○大谷委員

議員の役職だけでよろしいと思う。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブも議員役職のみということで話している。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

各会派の意見を聞いた。山水海のみ、議員役職以外も含めて良いのではないかという意見だった。

○村木委員

それなら全部を充当すれば良いという話になり得るのではないか。3分の1を公費で充てるなら、3分の2はある程度の幅があることを想定していると受け止めたためである。案分されているのだから、議員役職のみならず書けるようにというのが会派の意見である。

○川上委員

そういう意見もあるかもしれないが、案分された残り3分の2はPRにもなる。プロフィールを3分の1だけ書くのは難しい。3分の2は自由だということは言う必要はない。要は、3分の2はPR費である。

○柳楽委員長

山水海の意見について、超党みらいから何か意見はあるか。

○大谷委員

一部であっても公費を使う観点からすると、できるだけあいまいさをなくしたほうがよろしいかとは思っているので、一線が引けるという意味で議員の関係肩書のみでよ

ろしいかと思う。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

3分の1の案分をどこまで厳しくするかという話は、正副委員長と事務局との話の中でも出てきた。山水海の話聞いた上でも創風会・超党みらいは、難しいとの判断だった。

○三浦委員

あいまいさを極力なくそうというのは、もちろんだと思う。しっかり説明責任が果たせる状態にしておくという意味だと思うが、そうすると何をもって3分の1か。どのようにお考えか。

○柳楽委員長

まず費用的な3分の1という部分が最初に出てくるのかと思う。

○三浦委員

3分の1の理由は。

○柳楽委員長

全ての中にいろいろなことが入っていて、その3分の1。残り3分の2をどのように考えるのかということだと思う。選挙活動と誤解されるようなものが含まれていると問題があるため、3分の1という話が出るのだと思う。政務活動費を使うのであればそういった疑惑を持たれるところは、できるだけ排除しておかないといけないと思っている。一人一人捉え方は違うと思うが、例えばいろいろな団体の役をしておられるなどをホームページや広報紙などで皆に示したとき、それを宣伝と捉える方もおられるので、それが疑惑につながるのではないかという捉え方だと思う。

○三浦委員

活動を報告する時点で、自身が何をやっているか、議会で自分が今何を発言したか、議会がどう動いているかを伝えることなので、一種の宣伝である。

例えば所属政党の政策を紹介するのは議員個人の活動ではないので控えるべきであるし、後援会への入会を明らかに催促している内容であってはいけない。選挙活動に至っては事前にやれば違反なので当然できない。そうすると、どういう経歴を持った人間が議会でどういう発言をして、どういう疑問点を持ち、どういう視点を持っているかを広報紙やホームページに載せて情報発信をすることは、市民にとって必要な情報であるし、やるべきだと思う。

この3分の1の案分とは、多分これまでの他自治体の事例などから来ていると思うが、3分の1という数字自体もあいまいである。今回の政務活動費拡充の見直しの中で、どういう形で我々がやっている活動を広く伝えるかという中で出てきた一案で、あまりに使い勝手を悪くすると誰も広報費に充当しなくなる。そもそも増えた分をしっかりと使おうという目的に反していくことになるので、ある程度案分することで我々が説明責任を果たせる部分を作っているのだと思う。3分の2は何をやっても良

いということではなく、あくまで議員活動を広報するための広報紙を作る、それに3分1充当できるといった考え方に基づくものであり、3分の2は後援会活動をやるなどといった話ではない。

この後に発行元をどうするかという話もあるが、例えば三浦大紀が発行しているとすれば、三浦はどういう人間で、どういう活動をしているのかという肩書がある程度あっても良いと思う。所属委員会の肩書だけだと、そこしか分からない。あくまでもその人が発行しているので、全部だめと言っていたら広報費に充てる議員はいなくなるだろう。なぜルールづくりをしているのかという前提に立って、使いやすい方向で議論していく必要もあると思う。我々会派の意見を聞いた上でどう思うか、皆に伺いたい。

○柳楽委員長

これまで結構厳し目に広報費の内容を作ってきたと私も感じている。あまり縛り過ぎて使い勝手の悪いものになることは避けたいというのも、一つの考え方だと思う。今の山水海の三浦委員の話を聞いて、ほかの委員はいかが思うか。それぞれの議員以外の肩書は、ほかのところで目にされることもあると思うので、知っている方は知っているだろう。どうだろうか。掲載に縛りを付けなくても良いと思ったりもするのだが、創風会、超党みらいはいかがか。

○川上委員

最低限のところでやれば一番良いと思うが、それがなかなか難しいとなれば先ほど三浦委員が言われたように、ある程度融通が利く部分もあるので、そこまで縛る気持ちはない。ただ、これは政務活動費を活用したものだということを誰が見ても分かるように、できればトップに明記してもらいたい。

○大谷委員

議会に関する報告なので、議会報告の中に関係する要素で内容は示すべきである。一つ確認したいのだが、黄色枠内の括弧内のものは載せてはならないという意味合いか。例えば土地開発公社理事というのは議員として出ているので良いのか。町内のまちづくり委員会の役員なども行政と絡むが、これについてはどうか。個々に良い悪いを判断しないと、そのあたりの論議が混在しているかのように感じる。

繰り返すが、基本的に議会報告の中で関連ある事柄については必要かと思う。それを含めて議員に関する役職だけに絞るものと理解している。

○柳楽委員長

これまでは議会に関わることとしているが、広報紙やホームページは議員個人の活動についても含まれているということで、少し幅が広がるのかと思う。大谷委員が今言われたように、どこまでを載せて、どこからがだめなのかという判断の線引き自体も難しいと感じている。逆にそこをあまり厳しくせずにやっていくほうが、それこそ使いやすさにつながるのではと、やり取りを聞きながら思った。

○大谷委員

つまり、広報内容に関係する説明については、自分はこういう立場でそこで得た

情報としてはこうだが、それについてはこういう論議だったといったことは、説明の中ではあり得ると思う。しかしそれ以外の、文面とは違ったPRに類するものが出てくるのはおかしいと思う。あくまでも議員活動の中で出てきた内容については含めるものと理解している。あとは文面としてそれをどう表現するかである。

○柳楽委員長

団体の役職などを掲載することについてはいかがか。議員としての役職のみの掲載にこだわるか。

○三浦委員

議員としての役職となると、委員会の正副委員長のみである。もちろん議員職として土地開発公社や広域行政組合議会の役職を持つ議員もいるが、地域の活動や、何かの団体の世話人をやっている、何らかの資格を持っているということは議会と関係なくなるということなので書けなくなる。例えば私は社会教育士という資格を持ってそういう視点で見ているとなれば、それを書いても問題ないと思う。それも含めての私である。これは良い、これは悪いと細かくやっていたら無限にルールを作っていくことになり、使いにくい方向になっていくだろう。

政務活動費で視察に行ったり書籍を買ったり、いろいろなことに使わせていただいているが、最終的にその説明責任は議員個々にある。なぜそこに書いたのか、なぜそう書いたのか、それがどうなのか、説明責任を個人がきちんと果たせるなら良いと私は思う。細かく決めすぎるのは現実的に難しい。

○柳楽委員長

いかがだろうか。ほかの会派の方は、議会や議員の役職以外も載せて良いのではないかという意見になっているのだが。

○大谷委員

プロフィール欄に書く内容は議会だけで問題ない。例えば報告内容として中には地域活動に関わっている方もおられ、報告内容の中にこういう立場で活動した結果だということは書かざるを得ないものである。あくまでもプロフィールを説明する欄には議会関係だけで十分と思う。

○柳楽委員長

活動内容について、例えば団体の役をしているということに触れることもあるかもしれないという意見だったかと思う。それが良いのであれば、プロフィール欄に記載するのもありかと思うのだがいかがか。

○芦谷委員

そのまま読むと、議員役職、現在の職業の後、括弧書きで団体代表など書いてある。これらに類するものは良いと理解した。したがって、ここからあまりに逸脱するものは別として、常識の範囲内で考えるべきと捉えたのだがいかがか。

○柳楽委員長

芦谷委員からはそのような意見だったが、大谷委員はいかがか。

○大谷委員

あくまでも行政なり市政に関わるならその中に含んでいるという理解ではある。

○下間局長

先ほどから②の括弧書きの内容について言われるのだが、これは「一例としてこういうことが考えられるが、これは良いとするか、だめとするか」ということを示すために書いた。ここに書いてあることに類するといった意見もあるが、本当に一例である。

議員の役職のみとなると先ほど言われたように、委員会委員、委員長、土地開発公社などだけで、それは過去も現在もというご認識か。

例えばプロフィールに多いのが、どこの学校を卒業し、どういう会社に以前勤めていたかといったことを書かれることが多いと思うが、それもだめになってしまう。悪くはない気もするし、そういったところを少し整理したくて今回提案させていだいた。これは良い、これはだめ、と細かいこと全部を記載するのは難しいので、議員役職以外をだめとするのか、それともだめな一線は決めずに議員個人の良識に任せるか。極端な決め方しかできないと思う。地元町内会の自治会長をやっているといったことを書いても別に良いと思うが、議員だけの役職以外だめとしたらそれも載せられない。そこを少し協議してほしかったため要協議と書かせていただいた。

○柳楽委員長

いかがだろうか。牛尾議員はどう思われるか。

○牛尾議員

例えば僕が議員になる前に、僕という人間がどういうことをしてきたかという経歴、自分自身の歴史があって議員を目指そうというスタートがあって議員になっていて、僕自身の体の中にいろいろなパーツがある。私はこういう経歴を持った議員だと市民に認識してもらうことは必要なことなのではないか。したがって三浦委員の言うように、むしろ書けばその議員はこういう方向へ向かって議員活動をやっているのだと分かりやすく良いのではないか。

○柳楽委員長

正副委員長と事務局とで話をする中でも、広報紙やホームページを見て、こういう分野が得意ならこの人に相談してみようというように、市民との関わりにもつながってくる効果があるのではという意見が出た。

どこまで記載するのは議員個々の責任において記載する、まずはあまり厳しくせずにやらせていただくということではいかがだろうか。了承いただけるか。

(「異議なし」という声あり)

それでは、ここについては議会・議員としての役職のみではなく、団体等の役職もプロフィール欄に記載しても良いということにさせていただきたい。

続いて③。これまでの案では政治信条は掲載できないとしていたが、どのような言葉が政治信条に該当するのか判断が難しいため、正副委員長の修正案では政治信条を削除して選挙公約的な文言、政党や後援会に関する記載は掲載できないとしている。このことについてご意見をいただきたい。

○川上委員

充当できないものの最後に書いてあるように、記載内容や記事の分量を目安として示すものであり、最終的には議員自らの責任において判断するものとするで良いと思う。

○村木委員

政治信条を除外してある程度限定的な書き方にした。先ほどの3分の1と3分の2の話の中で、ある程度3分の2においては心情や理念なども書かなければ伝わらないので、もともと1番で話した選挙活動、政党活動、後援会活動以外であれば載せられると思っている。そうすると市政に関する記事が、紙面全体の3分の2以上を占めるというのも少し引っ掛かってくると思う。

○大谷委員

報告という意味合いを持っているので、それに絡めてこういう方向性が望ましいということは質問の中에서도言ってきている。その範疇であれば問題ない。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブとしてもなかなか政治信条をどこまでと捉えるかが難しいので削除して、選挙公約的な文言や政党後援会に関する記載をしないということで良い。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

では、政治信条を削除させていただくという取扱いでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

では政治信条を削除することに決定させていただく。

続いて④。広報紙の紙面には政務活動費を使って作成したものであることの表示を要するとしているが、正副委員長としてはホームページ等にも同様の表示をしたほうが良いと考える。このことについてご意見をいただきたい。

○村木委員

この案でよろしいかと思っている。

○大谷委員

使っている以上は、使っていることを載せるべきと思う。

○柳楽委員長

川上委員は先ほど言われていた。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブも、これは記載すべきと考えている。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

広報紙とホームページ両方に、政務活動費を使って作成していることを記載するというので、先ほど川上委員から、まずホームページの最初にしっかり記載したほうが良いのではないかと意見があったが、その辺についてはいかがか。

○三浦委員

ページのレイアウトなどいろいろあると思うが、その趣旨をきちんと伝えることは川上委員が言われたとおりだと思う。分かりやすいところに明記するという表現で良いと思う。

○柳楽委員長

それでは広報紙とホームページ両方に、政務活動費を使っていると分かるよう記載していただく。できるだけ目に留まりやすく、政務活動費を使って作成していることが分かるレイアウトにしていだきたいということによろしいか。

(「異議なし」という声あり)

ではこれも、このように決定させていただく。

続いて⑤、広報紙の発行元の記載について。マニュアルに留意事項を記載する必要があるかどうか。ご意見をいただきたい。議員の個人名にするか、あるいは事務所、後援会発行などの形があるかと思うが。

○村木委員

個人の名前と認識している。

○大谷委員

議員活動としての発行だと理解しているので、個人だと思う。

○川上委員

個人だと思う。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブも個人の名前と考えている。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

⑤については議員個人名で発行元を記載するという事でお願いする。

最後に⑥、議員が行う報告会に係る経費について。正副委員長としては、単なる報告で終わることは多分なく、報告後に何かしら市民からご意見を伺うなどされていると思う。そういうことを想定して実施されるものと考え、広報費ではなく広聴費を充当することとしてはどうか。それについていかがか。

○村木委員

原案どおりでよろしいかと思う。

○大谷委員

原案どおりでよろしい。

○川上委員

これでよろしい。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブも、この案で良いと考えている。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

それでは、報告会については広報費ではなく広聴費に含めることとさせていただく。このほかのところで各会派からご意見があれば伺いたい。

○三浦委員

写真のサイズなどあるが、一面自分の顔で広報紙を作るなどは常識的に考えられないのと、10cm四方というのもどうなのか。決めても良いが決めなくても良いのでは。今回の経費は3分の1充当なので、先ほどの比率でいけば全体の3分の2を占める広報紙の案分が3分の1というのも、なぜなのかと疑問を持った。

○柳楽委員長

山水海からそのようなご意見が出ているが、それについてご意見はあるか。例えば写真のサイズをこれほど明確にせずとも良いのではないかなど。

○川上委員

それほど明確にしなくても良いと私も思う。

○柳楽委員長

市政に関する記事が3分の2以上を占めるようにという話も出ていた。超党みらいは写真サイズについていかがか。

○大谷委員

細かく決めなくてもよろしいかと思う。

○柳楽委員長

それでは写真のサイズについて、現在は10cm四方としているが、この記載を削除することにさせていただきたい。

○三浦委員

人によって紙面をA4サイズにする方もいれば、A3サイズにする方もいる。写真の大きさは決めないと決まったが、紙面全体の6分の1以内という文言は残すか。また、これは広報紙に関する文言なのでホームページには当てはめないのか。この際なので整理しておきたい。

○柳楽委員長

先ほど10cm四方という表記は削除することとなったが、紙面全体の6分の1以内と

いう文言が残っている。これをそのまま残すかどうか。この際、特にこだわらず個人の判断に委ねるということで良いと思うが、それでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

それでは、顔写真のサイズに関する部分全体をなくすことにさせていただきたい。市政に関する記事が3分の2以上を占めるようにという部分はどうか。

○下間局長

この部分も費用としては3分の1の案分なのだからという考えもあるかと思うが、市政に関する記事が紙面全体の3分の2以上を占めるという文言は残しておいたほうが良いように思う。少なくとも半分以上は市政に関するものでなければと思う。議会と関係ないことばかり載っているのは、やはり政務活動にはならないと思うので、この部分は残させていただきたい。

○柳楽委員長

広報紙やホームページに皆が記載されるものは、何かしら市の事業に関わったり、市の政策に関わる部分を含んだりした内容になっているのではないかと思いますので、そう考えると3分の2以上のハードルは高くないように感じるがいかがか。

○三浦委員

厳しくはないと思う。3分の1を充当する、では何をもって3分の1なのか、そして紙面の構成ルールとして3分の2は市政に関わる内容とされているがなぜ3分の2なのか。こういったことを明確にしていれば、我々もルールを守りやすく説明責任を果たしやすいように思う。3分の1なら3分の1で、このようにと決めるなら自分は納得する。

○柳楽委員長

紙面の3分の2は市政に関わる記事という文言は、そのまま残させていただきたい。よろしくお願いします。このことについては、ほかにはよろしいか。

(「なし」という声あり)

7 重要案件の意見交換会の案件見直しについて

○柳楽委員長

資料7を参照されたい。意見交換会の案件は各委員会から提出してもらい、議会運営委員会において決定することとしており、案件の見直しを毎年3月に行うことにしている。参考として一覧で記載しているように、現在12件の案件を定めている。これまでどおり各委員会から提出の件数は2から3件とし、現在の案件を継続することも可能ということではよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

それでは、本日付けで次のページのとおり三つの常任委員会の委員長宛てに見直しの依頼をさせていただく。なお、各委員会からの案件報告の提出期限は3月7日の金曜日とする。案件の最終的な決定は、3月18日の定例会議最終日の議会運営委員会においてお諮りするので、よろしくお願いします。

8 その他

(1) 3月18日全員協議会での各種委員会等の開催状況報告について

【対象】ア 各市議会議長会

(島根県市議会議長会、中国市議会議長会、全国市議会議長会、全国市議会議長会特定第三種漁港協議会)

イ 浜田地区広域行政組合議会

ウ 浜田市都市計画審議会

エ 浜田市土地開発公社

○柳楽委員長

資料8を参照されたい。事務局から説明をお願いします。

○下間局長

申し合わせで議長は少なくとも年1回議長会の状況報告を行う、一部事務組合、浜田市都市計画審議会、浜田市土地開発公社の代表者は、会議の開催状況概要等について毎年1回文書または口頭で状況報告を行うこととすると定めている。議長会関係については随時議長が報告を行っており、先般全国市議会議長会の産業経済委員会に出席されているので、それを最終日の全員協議会で報告する予定である。そのほかの三つについても、従来から3月定例会議最終日に報告をいただいている。

そのほかに三つ書いてあるが、報告者については表の一番左に記載のとおり、これまで慣例として広域議会については広域議会の議長が報告、都市計画審議会については年長議員が報告、土地開発公社理事会は年長議員が報告者を調整すると決めている。一覧の一番右には昨年の報告者も参考として記載している。資料中の青色で書かれている議員が報告者を調整して、3月13日の木曜日までに事務局へ報告者と資料の有無を報告して、資料がある場合は事務局へデータで提出してほしい。最終日の全員協議会で報告をしていただくよう、よろしくお願いします。

○柳楽委員長

説明があったとおり、報告者と資料については事務局へ報告をお願いします。

(2) その他

○柳楽委員長

そのほか、委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

それではここで議員研修会の開催について提案をさせていただく。事務局から説明をお願いします。

○松井次長

令和7年度第1回議会運営委員会主催の議員研修会の案について説明する。

開催日時は4月21日月曜日の午前10時から1時間30分程度、講師は東京都狛江市の副市長で、総務省の主権者教育アドバイザーに任命されている平林浩一氏である。

研修の内容については、児童生徒や若者、障がい者に向けた主権者教育を推進されている東京都狛江市の先進的な取組についてご教示いただき、政治への住民参画や議員の成り手不足解消といった課題解決に向けたヒントを得るというものである。

今回の提案に至った経緯を4番その他に書いているが、平林副市長は、島根県立大学地域政策学部の村岡詩織先生が現在代表者として実施されている研究「誰もが1票を届けることができる有権者フレンドリーな投票実現のためのシナリオ構築」に共同実施者として関わっておられる。この研究は障がいのある方、特に視覚障がい、知的障がいのある有権者が投票する際の課題を明らかにしてその解決策を探るというもので、国の事業に採択されて、昨年10月から2年間の予定で進められている。その研究の一環でこの4月21日の午後、浜田市内で障がいのある方々による模擬投票が行われる予定で、平林副市長も参加されるため、同じ日であれば研修の講師をお願いできるという話を県立大学の村岡先生からご提案いただいた。

なお、この議員研修会を開催するに当たり、場合によっては選挙管理委員や市職員が同席する可能性があることをご承知おき願う。また、先ほど説明した模擬投票の開催時間や会場等の詳細は県立大学の村岡先生が調整中だが、希望する議員は見学が可能と伺っている。

最後に、平林副市長の旅費などは研究費用から支出されるとのことで、議会予算からの持ち出しはない予定である。

○柳楽委員長

説明があったように、狛江市の副市長が浜田市にいらっしゃるせっかくの機会であるし、主権者意識の醸成については議会広報広聴委員会でも取り組んでおられるので、このような内容で議員研修会を開催したいと思う。よろしいか。

（ 「はい」という声あり ）

それではこの日程で準備を進める。全議員を対象とする研修会なので、スケジュールの確保をお願いする。事務局は出欠報告等の詳細について議員への周知をお願いする。

最後に、次回の議会運営委員会の日程を確認する。次回は2月28日金曜日の一般質問終了後に全員協議会室で開催する。

なお、本日の内容については会派で共有いただくようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

〔 12 時 06 分 閉議 〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 柳楽 真智子